

第4次玉名市男女共同参画計画策定業務仕様書

1. 業務概要

(1) 業務名 第4次玉名市男女共同参画計画策定業務委託

(2) 業務期間 契約締結日令和から5年3月31日まで

(3) 業務目的

本業務は、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び玉名市男女共同参画推進条例第10条に基づく「第3次玉名市男女共同参画計画(平成30年度～令和4年度)」の計画期間が満了するため、計画を策定するものである。

計画策定にあたっては、価値観や生活形態が多様化する社会情勢の変化を踏まえ、男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所実態調査を行い、その調査結果から市民の意識や実態を把握し、今後の課題を明らかにした基礎資料を作成するとともに、今後5か年の目標や施策、具体的な取り組み等をまとめた「第4次玉名市男女共同参画計画」を策定することを目的とする。

また、「女性活躍推進法(略称)」に基づく女性活躍推進計画及び「配偶者暴力防止法(略称)」に基づく市町村基本計画も合わせて策定する。

(4) 疑義の解決

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、玉名市(以下「甲」という。)と受託者(以下「乙」という。)の協議のうえ、「乙」は「甲」の指示に従い業務を遂行するものとする。

(5) 業務の計画

「乙」は、「甲」の目的を十分に理解したうえで適切な経験のある主任技術者を定め、各工程の細部計画を立案し、作業着手届・作業実施計画書・主任技術者届・工程表等の各書類を「甲」に提出し、その承認を得るものとする。

(6) 秘密保持

本業務において「乙」は、在職中はもとより退職後といえども、業務上知り得た秘密を何人にも漏らしてはならない。

(7) 資料貸与

「乙」は、本業務において「甲」が貸与する資料について、その重要性を認識し、良識ある判断に基づき資料の破損・減失・盗難等の事故のないように取り扱わなければならない。

(8) かし担保

「乙」は、業務完了後といえども納入成果品に不備・誤り等が発見された場合は、「乙」の責任において、速やかに補正・訂正・修正等を行わなければならない。

(9) 成果品の管理及び帰属

本業務の成果品は、すべて「甲」の管理及び帰属とし、「乙」が成果品を第三者に公表することは一切これを認めない。

2. 業務内容

令和3年度業務

(1) 市民意識調査業務

男女共同参画に関する市民意識調査を実施し、集計・分析等及び結果報告書のとりまとめを行い、計画策定の基礎資料とする。

調査概要

(ア) 市民意識調査

- ・調査対象 市内在住の20歳以上75歳未満の男女2,000人
- ・抽出方法 住民基本台帳より無作為抽出
- ・調査方法 郵送による配布・回収（目標回収率50%とするが、若干の変更ありうる。）
 - ①郵送配布回収：回収先は「甲」とし、郵送費（配布・回収）及び諸手続（配布・回収事務手続き等）等に係る経費は、「乙」の負担とする。また、宛名シールは「甲」より支給する。
 - ②発送準備：案内状・調査票・返信用封筒の封入・封緘を行う。

(イ) 中学生意識調査

- ・調査対象 市内6校の中学3年生全員 550人程度
- ・調査方法 学校に配布・回収を依頼（目標回収率90%とするが、若干の変更ありうる。）
- ・実施方法 学校配布回収：学校を通じて配布・回収を行うため、調査票印刷後、学校ごとの3年生徒数の仕分けを行い、「甲」に納品する。

(2) 事業所実態調査

男女共同参画に関する事業所の意見や意識を把握するとともに、市の現状を分析評価し結果報告書のとりまとめを行い計画策定の基礎資料とする。

調査概要

(ア) 事業所実態調査

- ・調査対象 従業員数10名以上の事業所
- ・抽出方法 統計資料平成18年事業所調査結果の市内2,755事業所から抽出
- ・調査方法 郵送による配布・回収（目標回収率50%とするが、若干の変更ありうる。）
 - ①郵送配布回収：回収先は「甲」とし、郵送費（配布・回収）及び諸手続（配布・回収事務手続き等）等に係る経費は、「乙」の負担とする。また、宛名シールは「甲」より支給する。
 - ②発送準備：案内状・調査票・返信用封筒の封入・封緘を行う。

※調査について

- ・地域における現状を十分に理解し、計画策定に必要な項目を含めた調査票の提案を行うものとし、調査内容については、「乙」の提案及び、「甲」が選定した有識者と、「甲」と協議して決定する。
- ・アンケート項目及び、調査票の印刷仕様等の詳細については「甲」と協議のうえ進めるものとするが、対象者のアクセシビリティに配慮し、調査票は複数色を使用した見やすい印刷を

行い回収率の向上を目指す。

- ・「乙」は回収された調査票を受け取り、正確に入力する。
- ・項目別に単純集計、また、性別、年齢別、地域別など有意とみられる分類ごとに、クロス集計を行い、その傾向について分析を行う。なお、個人情報等の取り扱いには充分留意すること。
- ・平成 28 年度「甲」が実施した「市民意識調査と事業所実態調査」の結果や、国、県等の調査等の結果との比較分析を行う。また、住民の意識の傾向や、意識と実態との違いの分析を行う。
- ・詳細については「甲」と協議する。また、必要に応じ各種会議へ同席すること。

(3) 報告書の取りまとめ

上記基礎調査等の結果を取りまとめ、計画策定の基礎資料とする。

なお、分析にあたっては大学教授等の有識者の監修のもと、計画策定の具体的な施策のあり方についての有意義な基礎資料となるべく取りまとめる。

また、有識者の分析費は 20 万円（意識調査 15 万円、事業所実態調査 5 万円）とし、「乙」の負担とし、報告書の内容については、「甲」と協議して決定する。

(ア) 報告書成果品

- | | |
|--|-------|
| ①意識調査報告書（簡易製本，A 4，100 ページ程度，本文 4 色刷） | 200 部 |
| ②意識調査報告書等の各原稿データ（電子データ） | 一式 |
| ③事業所実態調査報告書（簡易製本，A 4，50 ページ程度，本文 4 色刷） | 200 部 |
| ④事業所実態調査報告書等の各原稿データ（電子データ） | 一式 |
| ⑤納期 <u>令和 4 年 3 月 31 日（木）まで</u> | |

令和4年度業務

(4) 計画策定業務

市民意識調査の結果を基に、第4次玉名市男女共同参画計画を策定する。また、策定及び策定に向けた、各種協力業務を行う。

(ア) 計画書作成業務

①基礎統計データ収集・整理・分析

- ・市民意識調査、事業所事態調査等のデータの収集整理分析を行う。
- ・国、県の男女共同参画計画の動向を基に関連施策等の実施状況を整理する。

②現計画の施策の評価

- ・現計画で掲げた目標と現状の比較分析を行う。また、目標達成度の評価及び課題を把握する。

③課題抽出・計画素案の作成

- ・市民意識調査、事業所実態調査、現計画の施策の評価等から課題を抽出し、基本理念・基本目標・計画の体系等を示した計画骨子案を作成する。

④計画策定で検討していくべき課題や情報等の提供

- ・現在の男女共同参画に関わる課題等の情報提供を行う。
- ・男女共同参画に関わる国・県の男女共同参画基本計画や動向を基に情報収集し、具体的な施策のあり方を検討する。
- ・男女共同参画に関わる法令等の改正や新たな法整備の追記等を行う。
- ・その他男女共同参画に関して必要と思われる情報提供を行う。
- ・市民意識調査、事業所実態調査結果を受けての、各分野での現状分析及び今後の課題・方向性等の記載
- ・本市の総合計画に記載された、男女共同参画に関する内容等を組み入れる。
- ・男女共同参画に取り組む各分野の所管課へのヒアリングシート等の提示及び支援

⑤計画書原案の作成

- ・審議会及び市の意見と④の内容を踏まえ、計画書原案を作成する。

(イ) 会議支援業務

①各種会議等の資料作成、運営支援、準備協力を行う。

- ・各種会議開催に関する必要な資料の収集・作成、意見集約を行う。9回程度を予定。
- ・各種会議に同席し、資料提供や助言など必要な支援を行う。その際の会議資料は「甲」と協議のうえ、作成する。また、議事録も作成する。

(ウ) パブリックコメント支援

①パブリックコメントを実施する際、ホームページ掲載用原稿データを作成する。

②提出されたパブリックコメントについて整理し回答案を作成する。その際は「甲」と協議のうえ作成する。

(エ) その他

「甲」が必要と認める事項について、適宜支援を行う。

(オ) 計画書成果品

「第4次玉名市男女共同参画計画書」

- ①計画書（正本） 冊子 A4 100P仕様 500部
- ②概要版 冊子 A4 8P仕様 3,000部
- ③計画書（正本）及び概要版の原稿データ（電子データ）
- ④納期 令和5年3月31日（金）まで

3. その他

- (1) 本仕様書に記載している事項に加え、「乙」が提案する事項も「甲」と協議のうえ実施することができる。
- (2) 業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合、玉名市個人情報保護条例を遵守しなければならない。
- (3) 委託業務を円滑かつ適正に進めるため、打合せ及び協議は必要に応じてその都度行う。そのため適時協議に応じることが可能な体制をとること。
- (4) 業務における成果品は、「甲」が著作権を持つものとし、「甲」が加工、複写、ホームページの作成等を行い公表できるものとする。
- (5) 本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合は、「甲」と協議し指示に従い業務を進めるとともに、「甲」は業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることが出来るものとする。
- (6) 平成30年3月策定の「第3次玉名市男女共同参画計画（冊子）」、「第3次玉名市男女共同参画計画（概要版）」、平成28年度に実施した「男女共同参画に関わる市民意識調査報告書」、「男女共同参画に関する事業所実態調査報告書」について、参加申込を予定する者は、玉名市人権啓発課へ各1部求めることができる。但し交付する期間は申込期間とする。